

## ○小金井市地域福祉推進委員会条例

平成31年 3月27日 条例第 3号

## 小金井市地域福祉推進委員会条例

(設置)

**第 1 条** 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第 1 項の規定に基づく小金井市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更し、及び地域福祉の推進を図るため、市長の附属機関として、小金井市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第 2 条** 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の評価に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

**第 3 条** 委員会は、12人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 4人以内
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 福祉関係団体等に属する者 7人以内

(委員の任期)

**第 4 条** 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、前条第 2 項第 1 号及び第 3 号の委員については、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 市長は、委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

**第7条** 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが委員会の適正な運営に支障があると認められるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「

公共下水道事業審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」を「

公共下水道事業審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
地域福祉推進委員会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に改める。